

## 移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和3年度）

住 所 神戸市長田区御屋敷通3丁目1番1号

事業者名 山陽電気鉄道株式会社  
代表者名 代表取締役社長 上門 一裕

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

## I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

## (1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

## ① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
大塩駅	橋上駅化によるバリアフリー化（エレベーター設置、多機能トイレ整備、触知案内図の設置ほか）を実施する。（平成30年度～令和3年度）	計画のとおり実施した。
中八木駅	改札口増設によるバリアフリー化（スロープ整備、触知案内図の設置ほか）を実施する。（令和2年度～令和3年度）	計画のとおり実施した。
東須磨駅	橋上駅構内・構外のバリアフリー化（エレベーター設置、多機能トイレ整備、触知案内図の設置ほか）を実施する。（令和2年度～令和4年度）	令和3年度は多機能トイレの設置を行った。
夢前川駅	駅構内のバリアフリー化（エレベーター設置、多機能トイレ整備、触知案内図の設置ほか）について、具体的な検討を実施する。（令和3年度～令和4年度）	計画のとおり実施した。

## ② 鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
施設・設備等の適切な維持管理と体制の確保	全ての利用者が安全に、安心して利用できるよう、バリアフリー設備の機能を十分発揮させるために必要な操作や維持管理等を行うとともに、必要人員の配置等、体制の確保を図る。（継続実施）	計画の通り、継続して実施した。

## ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降補助サービスの提供	・巡回駅（無人駅）において、事前連絡又は駅に設けたインターホンから乗降補助の連絡があれば、近隣の主要な駅などから係員が対応する仕組みを継続する。（過年度より継続実施）	計画通り、継続して実施した。
人員配置の工夫	・本線 滝の茶屋駅は、特別支援学校の最寄り駅で、朝、夕方に視覚障害者のご利用が多いため、7時30分から19時まで駅係員または警備員を配置して、旅客支援に対応できる体制を継続する。（過年度より継続実施）	計画通り実施した。
障害者の接遇に関する民間資格をもつ職員の配置	・全線49駅中、有人駅全13駅に、サービス介助士の資格をもつ社員を継続して配置する。（過年度より継続実施）	計画通り、継続して実施した。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降補助サービスの提供	・乗降補助サービスの依頼を事前連絡するための連絡先及び駅のインターホンの利用法を、沿線の当事者団体や協議会等において広報し、取組の周知を継続して行う。(過年度より継続実施)	計画通り、継続して実施した。
ホームページの更新	・ホームページでの情報提供のきめ細やかな更新を行う。(過年度より継続実施)	計画通り実施した。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
接遇研修の実施	・全ての駅係員、助役、乗務員に対して、接遇研修プログラムに準拠した研修を、年1回行う。(過年度より継続実施)	計画通り実施した。
乗降補助サービスの提供	・乗降補助の連絡を受けた際に係員が対応できるようにするための研修を継続的に実施する。(過年度より継続実施)	計画通り、継続して実施した。
障害者の接遇に関する民間資格の取得促進	・社員の資格取得に係る経費の全てを当社が負担し、取得促進を図る。(過年度より継続実施)	新たに駅および現場管理部門の勤務となった20名にサービス介助士資格を取得させ、全ての駅係員が同資格を保有している体制を維持している。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ポスター掲示や放送等の実施	駅貼り・車内吊りポスターの掲示、駅構内・車内放送等により、バリアフリー設備の適正な利用を促進するため、お客さまや係員への周知に努める。(継続実施)	計画の通り、継続して実施した。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

<ul style="list-style-type: none"> <li>・大塩駅での橋上駅化によるバリアフリー化工事に合わせて、姫路市がラッチ外に自由通路、エレベーターおよび駅前広場の整備を進めた。</li> <li>・中八木駅を含む地区において、明石市が「明石市ユニバーサルデザインのまちづくり実行計画」を策定済みであり、当社も引き続き明石市ユニバーサルデザインのまちづくり協議会に参加して必要な協力を行った。</li> <li>・ウェブサイトや本社、駅、営業所等に寄せられた高齢者、障害当事者等の意見を集約して社内でも共有するとともに、特に重要な案件については社内の定例会議にて取り上げ、対応等を協議、共有した。</li> <li>・声掛け運動をお客さまにもご協力していただけるよう、駅・車内放送、ポスター等で協力依頼を行った。</li> </ul>
--

(3) 報告書の公表方法

弊社ホームページに掲載
-------------

(4) その他

特になし
------

II 鉄道駅の移動等円滑化の達成状況（鉄道駅ごとに記入）

（令和4年3月31日現在）

鉄道駅の名称	路線名	所在地 都道府県 市町村	一日当 たりの 利用者 数	有人駅 、無人 駅の別	公共交 通移動 等円滑 化基準 適合有 無	段差へ の対応	プラット ホーム の数	段差が解 消されて いるプラ ットホー ムの数	エレベ ーター の設置 基数	エスカ レーの 設置基 数	その他 昇降設 置基数	傾斜路 の設置 箇所数	視覚障 害誘導 ブロック の設置 の有無	案内設 備の有 無	障害者 対応型 の設置 の有無	障害者 対応型 改札口 の設置 の有無	障害者 対応型 券売機 の設置 の有無	車椅子 使用者 の円滑 な乗車 可能な プラット ホーム の数	転落防 止のた めの設 置の有 無
西代駅	本線	兵庫県神戸市	5,243人			○	2	2	4基(4)	2基(2)	基	2箇所(2)				○	○	2	○
板宿駅	本線	兵庫県神戸市	15,036人			○	2	2	3基(3)	2基(2)	基	2箇所(2)				○	○	2	○
東須磨駅	本線	兵庫県神戸市	2,300人				2		基( )	基( )	基	箇所( )				○	○	2	○
月見山駅	本線	兵庫県神戸市	4,131人	○	○	○	2	2	基( )	基( )	基	2箇所(2)	○	○	○	○	○	2	○
須磨寺駅	本線	兵庫県神戸市	1,528人	○			2		基( )	基( )	基	2箇所( )				○	○	2	○
山陽須磨駅	本線	兵庫県神戸市	2,190人				2		基( )	基( )	基	箇所( )				○	○	2	○
須磨浦公園駅	本線	兵庫県神戸市	688人	○			2	1	基( )	基( )	基	箇所( )				○	○	2	○
山陽塩屋駅	本線	兵庫県神戸市	1,005人	○		○	2	2	2基(2)	基( )	基	箇所( )				○	○	2	○
滝の茶屋駅	本線	兵庫県神戸市	3,834人			○	2	2	3基(3)	基( )	基	箇所( )	○		○	○	○	2	○
東垂水駅	本線	兵庫県神戸市	1,088人	○			2		基( )	基( )	基	箇所( )				○	○		○
山陽垂水駅	本線	兵庫県神戸市	8,391人			○	2	2	2基(2)	基( )	基	1箇所(1)			○	○	○	2	○
霞ヶ丘駅	本線	兵庫県神戸市	2,077人	○			2		基( )	基( )	基	箇所( )				○	○		○
舞子公園駅	本線	兵庫県神戸市	3,136人	○		○	2	2	3基(3)	基( )	基	1箇所(1)				○	○	2	○
西舞子駅	本線	兵庫県神戸市	1,722人	○			2		基( )	基( )	基	箇所( )				○	○		○
大蔵谷駅	本線	兵庫県明石市	1,824人	○			2		基( )	基( )	基	箇所( )				○	○		○
人丸前駅	本線	兵庫県明石市	1,194人	○			1		基( )	1基(1)	基	1箇所(1)				○	○		○
山陽明石駅	本線	兵庫県明石市	21,114人			○	2	2	2基(2)	3基(3)	基	箇所( )			○	○	○	2	○
西新町駅	本線	兵庫県明石市	4,305人	○	○	○	2	2	3基(3)	3基(3)	基	1箇所(1)	○	○	○	○	○	2	○
林崎松江海岸駅	本線	兵庫県明石市	4,031人	○		○	2	2	2基(2)	基( )	基	2箇所(2)	○		○	○	○	2	○
藤江駅	本線	兵庫県明石市	2,470人	○			2		基( )	基( )	基	1箇所( )				○	○	1	○
中八木駅	本線	兵庫県明石市	2,510人	○	○	○	2	2	基( )	基( )	基	2箇所(2)	○		○	○	○	2	○
江井ヶ島駅	本線	兵庫県明石市	3,156人	○		○	2	2	2基(2)	基( )	基		○		○	○	○	2	○
西江井ヶ島駅	本線	兵庫県明石市	2,230人	○			2		基( )	基( )	基	1箇所( )				○	○		○
山陽魚住駅	本線	兵庫県明石市	1,759人	○			2		基( )	基( )	基	箇所( )				○	○		○
東二見駅	本線	兵庫県明石市	5,842人			○	2	2	2基(2)	基( )	基	箇所( )		○	○	○	○	2	○
西二見駅	本線	兵庫県明石市	3,751人	○		○	2	2	2基(2)	基( )	基	箇所( )	○		○	○	○	2	○
播磨町駅	本線	兵庫県加古郡播磨町	3,040人	○		○	2	2	2基(2)	基( )	基	箇所( )	○		○	○	○	2	○
別府駅	本線	兵庫県加古川市	6,016人	○		○	2	2	2基(2)	基( )	基	1箇所(1)	○		○	○	○	2	○
浜の宮駅	本線	兵庫県加古川市	3,048人	○		○	2	2	2基(2)	基( )	基	箇所( )	○		○	○	○	2	○
尾上の松駅	本線	兵庫県加古川市	2,646人	○		○	2	2	2基(2)	基( )	基	箇所( )	○		○	○	○	2	○
高砂駅	本線	兵庫県高砂市	4,450人			○	2	2	3基(3)	基( )	基	箇所( )		○	○	○	○	2	○
荒井駅	本線	兵庫県高砂市	7,120人	○		○	2	2	2基(2)	基( )	基	箇所( )	○		○	○	○	2	○
伊保駅	本線	兵庫県高砂市	1,648人	○			2		基( )	基( )	基	2箇所( )				○	○	2	○
山陽曾根駅	本線	兵庫県高砂市	2,123人	○			2		基( )	基( )	基	2箇所( )				○	○		○
大塩駅	本線	兵庫県姫路市	3,016人		○	○	2	2	2基(2)	基( )	基	箇所( )	○	○	○	○	○	2	○
的形駅	本線	兵庫県姫路市	1,233人	○			2		基( )	基( )	基	箇所( )				○	○		○
八家駅	本線	兵庫県姫路市	1,967人	○			2		基( )	基( )	基	箇所( )				○	○		○

白浜の宮駅	本線	兵庫県姫路市	4,408人	○		○	2	2	2基 (2)	基 ( )	基	基	箇所 ( )	○		○	○	○	2	○
妻鹿駅	本線	兵庫県姫路市	1,888人	○		○	2	2	基 ( )	基 ( )	基	基	2箇所 (2)	○			○	○	2	○
飾磨駅	本線 網干線	兵庫県姫路市	6,174人			○	2	2	4基 (4)	基 ( )	基	基	箇所 ( )		○		○	○	2	○
亀山駅	本線	兵庫県姫路市	1,776人	○			2		基 ( )	基 ( )	基	基	箇所 ( )				○	○		○
手柄駅	本線	兵庫県姫路市	1,680人	○			2		基 ( )	基 ( )	基	基	2箇所 ( )				○	○	2	○
山陽姫路駅	本線	兵庫県姫路市	18,274人			○	3	3	1基 (1)	2基 ( )	基	基	箇所 ( )	○	○		○	○	3	○
西飾磨駅	網干線	兵庫県姫路市	1,618人	○			2		基 ( )	基 ( )	基	基	箇所 ( )				○	○		○
夢前川駅	網干線	兵庫県姫路市	1,548人	○			2		基 ( )	基 ( )	基	基	箇所 ( )				○	○		○
広畑駅	網干線	兵庫県姫路市	1,410人	○			2		基 ( )	基 ( )	基	基	2箇所 ( )				○	○		○
山陽天満駅	網干線	兵庫県姫路市	1,528人				2		基 ( )	基 ( )	基	基	箇所 ( )				○	○	2	○
平松駅	網干線	兵庫県姫路市	920人	○			2		基 ( )	基 ( )	基	基	2箇所 ( )				○	○		○
山陽網干駅	網干線	兵庫県姫路市	2,747人		○	○	1	1	基 ( )	基 ( )	基	基	1箇所 (1)	○	○	○	○	○	1	○
(合計) 計49駅					37駅	5駅	26駅	97	53	52基 (52)	13基 ( )	0基	36箇所 (18)	17駅	8駅	19駅	49駅	49駅	34	49駅

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置又は管理している、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第2号様式)

- 注1. 複数の路線が乗り入れる鉄道駅は1鉄道駅として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。
2. 有人駅、無人駅の別の欄には、当該鉄道駅が無人駅である場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  3. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該鉄道駅が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  4. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条及び第18条の2の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  5. プラットホームの数の欄には、当該鉄道駅に設置されているプラットホームの総数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
  6. 段差が解消されているプラットホームの数の欄には、鉄道駅の出入口とそれぞれのプラットホームとの間の経路の段差が解消されているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
  7. エレベーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第7項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
  8. エスカレーター設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第9項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
  9. その他の昇降機設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機設置基数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
  10. 傾斜路設置箇所数の欄には、当該鉄道駅に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第6項及び第6条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
  11. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  12. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  13. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所(公共交通移動等円滑化基準省令第13条第2項の基準に適合するものをいう。第10号、第12号、第22号及び第24号様式を除き以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  14. 障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に改札口が設置されていない場合は一印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口(公共交通移動等円滑化基準省令第19条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  15. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機(公共交通移動等円滑化基準省令第17条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  16. 車椅子使用者の円滑な乗降が可能なプラットホームの数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第1号から第3号までの基準に適合しているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
  17. 転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第6号から第8号までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  18. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
  19. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
  20. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。